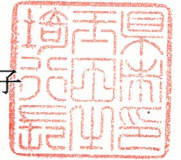


行田市告示第 297 号

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により歳入の徴収及び収納事務を委託し、同法第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により指定納付受託者として指定するので、次のとおり同法第 243 条の 2 第 2 項及び同法第 231 条の 2 の 3 第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 8 年 8 月 7 日

行田市長 行 田 邦 子



- 1 委託する歳入の徴収又は収納の委託及び指定納付受託者として指定し、取り扱うことができる歳入の種類
 - (1) ふるさと納税ポータルサイトを利用した「ふるさと納税寄附金」に係る寄附金を収納する業務
 - (2) ふるさと納税ポータルサイトを利用した「ふるさと納税寄附金」に係る寄附金
- 2 委託者（指定納付受託者）の名称及び所在地
株式会社さとふる
東京都中央区京橋 2-2-1 京橋エドグラン 13F
- 3 委託（指定）の期間
令和 8 年 8 月 7 日から契約期間満了まで